

老朽危険空き家除却支援事業（事前調査受付開始）



小松島市では、地震などによる倒壊で道路を閉塞する恐れのある老朽化して危険な空き家について、所有者が除却（解体）工事を行う場合に補助金を交付する事業を実施しています。

次の要件を全て満たす住宅が対象です。

- 現在使用されておらず、今後も使用される見込みのないもの。
- 倒壊すれば前面道路等を閉塞し、避難・救助活動に支障をきたす恐れがあるもの。
- 空き家判定士が実施する建物の事前調査（不良度判定）で、腐朽・破損などの程度が一定以上であり、市が倒壊の危険性がある空き家として是正指導したものの。

事前調査（不良度判定）

本事業の補助金を受けるためには、事前に空き家判定士による老朽危険空き家に該当するか否かの「不良度判定」の調査を受ける必要があります。（不良度判定費用の自己負担金として3千円が必要となります）

補助金額

除却工事（補助対象工事）費の5分の4以内（最大80万円）を補助します。

受付（不良度判定）

■ 受付期間

6月10日（月）から28日（金）まで（土日を除く）

■ 受付時間

午前8時30分から午後5時15分まで

■ 受付場所

住宅課（市役所2階）

■ 申込方法 建物所有者の確認できる書類とはんこをご持参のうえ、お申し込みください。

申込書類については、住宅課で配布しており、市ホームページでもダウンロードできます。

※この申込みは、「不良度判定」の受付であり、補助金の交付が確約されるものではありません。

※受付期間終了後の「不良度判定」調査のみの受付はいたしません。

- 申込件数が予定件数を超えた場合は、不良度判定の結果を参考に危険度が高い空き家の順に補助金を案内します。お申込の方全員の不良度判定結果が判明し次第のご案内となりますのでお時間を要する場合があります。
- 「不良度判定」はお申込から一ヶ月程度を目途に受けていただくようお願いします。

空き家再生等促進事業費補助金
（空き家スマート化リノベーション支援事業）について

空き家等を改修して、宿泊施設や物品販売等を営む店舗また飲食店等、地方創生に貢献する目的を有するものとして活用するために行う次に掲げるリノベーション工事に要する経費に対し、補助金を助成します。

主な補助要件

- 今後も居住の見込みのない小松島市内にある空家等であって、耐震性について確認されている建築物または耐震改修工事により耐震性を確保する予定の建築物であること。
- 補助対象事業の事業期間として、補助対象となる建築物を10年以上利活用すること。
- 過去に同補助金の交付を受けていない建築物であること。

補助対象者

- 補助対象建築物の所有者
- 補助対象建築物を賃借または購入しようとする者
※補助対象建築物の所有者が複数いる場合など権利関係者の同意が必要な場合があります。

補助金額

補助対象経費×3分の2（補助金上限額：320万円）

補助対象経費

空き家等を改修して、宿泊施設や物品販売等を営む店舗また飲食店等として活用するために行う次に掲げるリ

ノベーション工事に要する経費（県内の建設業者等が施工するものに限り。）

- 改修後の用途に供するため最低限必要な工事に要する経費
- 安全性能の向上のための工事に要する経費
- 増築または改築に要する経費
- 省エネルギー性能の向上に資する工事に要する経費
- バリアフリー化に資する工事に要する経費
- スマート化に資する工事に要する経費

申請方法

申請書のほか、申し込みに必要な書類があります。（詳しくは住宅課までお問合せください。）

※応募が予定件数を超える場合は先着順となります。

受付期間

6月10日（月）から11月15日（金）まで

※土日祝日除く



申込・問 市住宅課（市役所2階） ☎32・2120 / FAX32・7800

✉ juutaku@city.komatsushima.i-tokushima.jp